

会 議 録

会議の名称	平成29年度第3回東村山市保健福祉協議会				
開催日時	平成30年3月8日(木) 午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 久保秀樹委員・河津英彦委員・橋本洋子委員・唐見和男委員・石塚卓也委員・高崎剛彦委員代理・畠山香壽恵委員・大原喜美子委員・飯塚岩雄委員・小泉ひとみ委員・新義友委員・今井和之委員・山路憲夫委員・大和はるみ委員・立石あさひ委員</p> <p>(市事務局) 山口健康福祉部長・野口子ども家庭部長・新井地域福祉推進課長・進藤高齢介護課長・小倉障害支援課長・花田健康増進課長・黒井生活福祉課長・宮本障害支援課事業係長・空閑子ども総務課長・嶋田子育て支援課長・榎本子ども家庭支援センター長・安保子ども育成課長・竹内地域福祉推進課調整担当主査</p> <p>●欠席者：中根康太郎委員・高野和美委員・大木幸子委員・近藤幹生委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 部長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 個別計画推進部会、関係会議報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉計画推進部会</li> <li>・地域保健計画推進部会</li> <li>・地域包括ケア推進協議会</li> <li>・医療・介護連携推進委員会</li> <li>・子ども・子育て会議</li> <li>・地域福祉計画策定委員会</li> </ul> <p>(2) パブリックコメントの結果について</p> <p>(3) 地域福祉計画(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域福祉計画</li> <li>②障害者福祉計画・障害福祉計画</li> <li>③地域包括ケア推進計画</li> <li>④地域保健計画</li> </ul> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉センター事業内容検討会報告</li> <li>・平成30年度予算(案)概要</li> </ul>				

問い合わせ先	健康福祉部地域福祉推進課計画担当 担当者名 大塚 知昭 電話番号 042-393-5111 (内線3183) ファックス番号 042-394-7399
--------	--

会 議 経 過

議事

(1) 個別計画推進部会、関係会議報告

○地域福祉推進課長 (資料1にて説明)

資料1をご覧ください。

保健福祉協議会では、それぞれの関係会議で検討してきた内容について、進捗状況を含め報告することとなっておりますので、前回12月21日に保健福祉協議会を開催して以降の関係会議について報告させていただきます。

障害者福祉計画推進部会、地域保健計画推進部会、地域福祉計画策定委員会では、審議内容が計画策定及びパブリックコメントの結果について、となっておりますので、この後の議事で触れさせていただきますので、ここでは割愛させていただきます。

地域包括ケア推進協議会では、第7期介護保険事業計画におけるサービス利用量見込みと介護保険料の設定及び答申について協議をいただきました。こちらの協議会については3月22日に第7回目を開催する予定となっております。

医療・介護連携推進委員会では、平成29年11月に設置した「在宅医療連携推進事業」と「認知症初期集中支援チーム」の事業開始後の状況をご説明させていただき、今後の取り組みについて、ご協議いただいたところとなっております。

子ども・子育て会議につきましては、新規開設の特定地域型保育園の整備で待機児対策としての効果はどうか、といったご意見をいただき、今回の施設は0歳、1歳、2歳児を対象とする施設で、29年4月における待機児については全て0歳、1歳、2歳児だったことから、待機児の解消に直接的な効果を期待できると考えている、とご回答させていただいたところとなっております。

○会長 部会報告ありましたが、質問ありますか。

○一同 なし

(2) パブリックコメントの結果について

○地域福祉推進課長 (資料2にて説明)

(資料2をもとにパブリックコメント回答について説明)

資料2をご覧ください。

皆さまからご意見をいただき策定をいたしました計画(案)について、平成30年1月4日から1月23日の間に市民意見募集を行いました。

市のHPや市報において周知させていただき、全体では8件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見に対する市の考えとして右の欄に記載しております内容を、本協議会や今後開催予定の会議等で意見をいただき、HP上で回答したいと考えております。

NO. 1「住民活動計画である地域福祉活動計画も今年度作成していますので、連携できるようにしてほしい」については、地域福祉計画の策定と同時期に地域福祉活動計画の策定を連携しながら進めていること、そして、策定する時だけでなく来年度以降の推進にあたって積極的に連携していくという趣旨で回答案を作成しております。

次にNO. 2「民生委員やボランティアが地域で安心して活動できるようにしてほしい。」については、これまでも、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターへの活動支援や東村山市民生委員・児童委員協議会への事務局支援など様々な支援を実施しております。

民生委員とボランティアの違いを説明しながら、地域活動が円滑に推進されるよう必要な支援に努めていきたいといった形で作成しております。

NO. 3「絵に書いた餅にならないような実態を把握した施策にしてほしい。」については、市民意向調査において把握した東村山市の実態等を鑑みた計画の策定をすすめてきたので、この計画が推進できるよう各部会への報告や意見をいただきながら適切な計画の進捗管理が行えるようにしていきたいということで作成しております。

NO. 4「明確な具体的好老社会の福祉安心街づくりを発信してほしい。」については、好老社会という表記は質問者から好老社会という表現であることが確認できましたので、基本理念の「認めあい 支えあいながら 健やかに暮らしていくまち」として、4つの基本目標を明示し、高齢分野についても今後の3か年に行う取り組みを掲載しているところがございますので、これらの実現に向け第5次地域福祉計画の推進を図っていききたいと思います。

NO. 5・6については、3月22日に行う地域包括ケア推進協議会にてご意見をいただき、回答させていただく予定でおりますが、在宅を主眼に置いた地域包括ケアが大切であるという一方で、重度の方は施設を必要としているという背景もあることも踏まえた回答とさせていただきます。

NO. 7については、障害サービスに限らず適切な福祉サービスの提供が担保されるよう、第三者評価の受審勸奨や社会福祉法人等への指導検査の適正実施など、事業者育成及び福祉サービスの質の向上に努めていきます、といった一文を追加させていただきました。

NO. 8については、「実生活では表面に出てきていないだけだと思うが、子どもの貧困が見えてきませんので、実態を把握してほしい」については、各種給付・貸付の手続きにおける状況確認や母子保健・ほっとシティ東村山等の各種相談の中で実態の把握に努めております。

この協議会での意見及び3月22日の地域包括ケア推進協議会での意見を踏まえた「回答(案)」の作成をして、ご意見に対する回答としてお答えしたいと思います。

○会長 質疑ございますか。

○A委員：質問の回答については質問者だけに回答するのでしょうか。一般市民も見られる形なのでしょうか。

○地域福祉推進課長：一般の市民が見られる形となります。

○A委員：NO. 1ですが、行政が作る地域福祉計画と社会福祉協議会が中心になって作る活動計画は、車の両輪と言われていますが、少し市が強くと出過ぎているのではないかという印象があります。役割分担と連携をきちんとしないと、全部に市の力が及ぶとやり過ぎかなと思われまので、表現に気を付けた方がいいのではと思いました。

また、「市の職員が参加することで」という表現は、少し強すぎるような気がします。「市の職員も参加するなど」と少し表現を和らげた方がいいのではないかと思います。

また、個人的には行政には住民も含んだ行政であると考えておりますことから、公務員だけがやっているのが行政ではなく、住民が一緒になって作り上げていくのが行政だという考え方に立ち、「行政が、住民が」ではなく、「市と住民が」という言葉の方が分かりやすい気がしました。

また、高齢社会は質問された方がそうであればそうなのかもしれないが、団塊の世代が後期高齢者を「迎える」と言うと、「迎え始める」と理解されないかなと思います。2025年問題は団塊の世代は昭和22、23、24年の3か年ということになってはいますが、その方が全員75歳になってしまう。表現としては「団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年度」の方が、誤解がないのではないかと思います。「迎える」というと「迎え始める」という印象があります。それからQOLという言葉が出てきますが、カッコ書きで（生活の質）等の言葉を補った方がいいのではないかと思います。

また、「これまで充実を図ってきている」とありますが、「障害福祉サービス事業所の新規整備につきましては」の後に“これまでも”という言葉も補って、今までもやってきましたという事で、「これまでも地域において信頼と実績のある」に繋がり、「これまでを」をカットした方が読みやすいだろうと思います。

また「第三者評価の受審勸奨」ですが、受審はセットで情報公開がないと意味がないと思いますので、「受審勸奨や公開」までを書き、「社会福祉法人等への指導検査の適正実施などに取り組む」に繋げた方がいいのではないかと思います。

○地域福祉推進課長：頂いたご意見につきましては事務局の中で再度検討して、回答案にしていきたいと思っております。

○会長：どれも的確なご指摘ではないかと感じました。他にご質問ありますか。

○B委員：好老社会とは、“長寿を喜べるような地域社会”にしてほしいという意味だとは思っています。以前も紹介したように“嫌老社会”という言葉もありますが、“長寿を喜べるような地域社会”の街にして欲しいという意味ではないかと感じています。

また地域福祉活動計画は、具体的な地域の生活ニーズに応えられるよう住民活動をやっていないのではないかと、独立性・主体性・自主性も大事ですが、それだけでは地域の生活ニーズに応えられないのではないかと思います。もう少し行政が前面に出て、リーダーシップを持ってほしいと思います。

そのようなことを踏まえているなら構いませんが、従来型の観点からだけでは、私は賛成できないと考えます。

○地域福祉推進課長：いただきましたご意見を含めて協議させていただければと思います。

○会長：ほかに何かご意見は？

### (3) 地域福祉計画（案）について

#### ①地域福祉計画

#### ○地域福祉推進課長（資料3にて説明）

前回12月の保健福祉協議会以降、策定委員会でのご意見やパブリックコメントを踏まえ修正点を中心に、ご説明させていただきます。

地域福祉計画全体について「住民」と「市民」という表現の違いについて意見をいただきましたので、事務局とコンサルで協議の上、【市民】は市を明確にエリア指定している場合や各種制度で対象者を市民としている場合は【市民】とし、【住民】は一定の地域やエリアを指定している場合として整理させていただきました。

次に、個別の修正点になりますが、35ページをお開きください。「住民が参画する地域福祉体制の推進」の項目に、現在も地域において様々な基幹的事業や住民活動を推進いただいております東村山市社会福祉協議会との連携について追記いたしました。

38ページをお開きください。権利擁護支援体制の充実では、民生委員児童委員の欠員が多いため充足について考えてほしいと意見がありましたので、充足率の向上に努めますということを追記しました。

「安全・安心なまちづくりの推進」の項目に、社会福祉法人連絡会との連携について追記いたしました。東村山市では、平成27年度に、都内で初めて市内の社会福祉法人による連絡会が立ち上がり、地域における公益的な取り組みの推進に取り組んでいただいております。当市としても、今後とも当該連絡会と連携を図って、追記したところになります。

40ページをお開きください。重点施策の「地域づくりの推進・地域活動との連携」において、厚生労働省からの通知も踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた文言について整

理を行いました。

また、これを推進するために、住民に近い活動団体として、そして適切に連携していくために、民生委員等を追記させていただきました。

46ページをお開きください。住民活動計画である「地域福祉活動計画」との連携について記載しております。本計画ですが、平成30年度からを計画期間として、社会福祉協議会が事務局となり「地域住民、活動団体、行政職員等を委員とした策定委員会」にて策定しておりますが、現時点で策定中となっており、記載されている内容、レイアウト等は整理させていただきます。

前段で、住民活動計画であるという計画の位置づけについて説明を行い、中段で、基本理念や重点4事業の説明を行い、両計画の連携という構成になっており、今後6年間で4つの重点事業の取組みに力を入れます。

アクション①では、挨拶プラスひとこと運動（地域とのつながりのきっかけ作り）、②では、まちなかゴミプロジェクト（地域へのつながり）、③では、子供たちが主役になる町づくり（ボランティア参加へのしくみ）、④では、それぞれの人にあった、行きたくなる場所（孤立しがちな人が1人ではないと感じられる場作り）としており、最後に活動計画と当計画が車の両輪のように連携していきたいという趣旨となっています。

この他、策定委員会でいただきました意見を踏まえ、市内福祉避難所の一覧を、18ページからのエリア地図または、巻末資料に掲載を予定しております。

## ②障害者福祉計画・障害福祉計画

### ○障害支援課長（資料4にて説明）

今回パブリックコメントの結果等を受けまして、資料4の14ページをご覧ください。4「安心して地域で暮らしていくための街づくり」（1）安心安全街づくりの推進ですが、パブリックコメントでは、福祉事業者の質の問題について取り上げられております。この関係から③サービスの質の向上の促進の2つ目の文言を追加させていただきました。障害のある人が安心してサービスを利用するために、信頼と実績のある事業者によって良質な各種の事業が地域に展開されるよう、東京都との情報共有や連携に努めます。という文言を追加いたしました。次に17ページの障害福祉計画ですが、若干の文言修正をさせていただきましたが、大きな変更はありません。

## ③地域包括ケア推進計画

### ○高齢介護課長（資料5にて説明）

第1章から第4章については前回の福祉保健協議会にて概要のご説明をしておりますので、本日は第5章になります「サービス利用推計」と「介護保険料の設定」について説明します。53ページ・58ページにつきましては「サービス利用料の推計・流れ」また「介護保険の仕組み」を説明しております。

次のページ55ページ56ページについては、第7期計画年度である30年度～32年度の3か年、及び2025年問題と言われている37年度まで、37年度が参考値になりますが、各年度についての被保険者数また、介護認定者数の推計を記載しております。

次に57ページから61ページまではサービス利用料の考え方を居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスとそれぞれの利用料の見込みについて計画年度である30年度から32年度の推定をしています。これらを基に64ページ65ページになりますが第7期の保険料設定については、現行の第6期と同様の保険料額とさせていただきます。

## ④地域保健計画

### ○健康増進課長・子育て支援課長（資料6にて説明）

地域保健計画策定にあたっては、これまで「地域保健計画推進部会」において、計5回にわたってご議論をお願いしました。

143ページ基本的課題の“(1)健康寿命の延伸のためのライフステージに応じた健康づ

くりの推進”ですが、前回ご指摘いただきました、「健康寿命」の記載を分かりやすい表現へと変更いたしました。なお、健康寿命の算出方法については複数存在することから、補足説明を174ページの下にコラムとして説明しています。

次に144ページ“(2)生活習慣病の発症予防と重症化予防対策の推進”です。前回ご指摘いただきましたとおり、主要死因に「生活習慣病」という項目はありませんので、記載のとおり「がん」「心臓病」「脳卒中」とし、文章の整理をさせていただきました。

そのほか、計画全体にわたって、デザインや表記の改善、難しい単語については、適宜コラムも取り入れたところになります。それでも、まだ空白部分がございますので、引き続き、挿絵や画像なども用いながら、より見やすい計画書となるように、努めて参りたいと考えております。

母子保健計画は大きな変更はありませんが、部会委員からの意見をもとに表現を変更しています。

前回の地域福祉計画策定委員会において、委員からご意見をいただいたところであります。179ページの課題1「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」の基本施策1の①の展開方向に、「身近に相談できる人がいないなど、不安を抱える子育て家庭に対して専門職による戸別訪問を行うとともに、地域で支えるしくみを検討し、孤立感の解消を図ります」という一文を追加しました。

また、180ページの基本施策2の②の展開方向に、「利用者支援事業（基本型）」を追加し、コラムに説明文を追加しました。

181ページの計画指標については、コラムとして計画指標の考え方を追加しました。

○会長 質疑ございますか。

○C委員：資料の3になりますが、全体を通して社会福祉協議会を散りばめていただきとても嬉しく思います。35ページの「地域福祉の推進にあたり、基幹的役割を担う東村山市社会福祉協議会」の「基幹的役割を担う」という言葉がどういう風に理解したらよいか、分かりにくいのではないかと思いますので、表現を変えてもらうか、コラムの所に追加して書いていただくかできたらいいなと思います。

○地域福祉推進課長：事務局といたしましてはこの“基幹的役割”とは基幹型包括支援センターにありますように、社会福祉協議会が、障害サービス・高齢サービスの中心的な役割を担っていただいていると感じているため、基幹的役割という表現をさせていただきました。表現につきましては検討させていただきます。

○C委員：資料6の地域保健計画の平均寿命と65歳健康寿命については、174ページに説明がありますが、この文言が書いてある箇所に説明があった方が分かりやすいと思います。

○健康増進課長：部会でも意見が分かれたこともありますので、今後デザインに関しては考えていきます。

○C委員：資料6の165ページの「歯、口腔の健康」に自分の歯が24本以上とありますが、調査の対象者年齢はいくつでしょうか。

○地域福祉推進課長：昨年度行いました市民意向調査で18歳から64歳。65歳以上の2つの調査を合わせた実績数になっております。18歳以上の全年齢となっています。

○大原委員：ここに書かなくても良いのでしょうか。

○地域福祉推進課長：計画書の前のページに詳細が記載されておりますが、分かりづらいと

思いますので検討いたします。

○C委員：資料3の28ページの平成28年12月のアンケート調査「地域福祉関係者」民生委員・児童委員は101人でしたでしょうか？また、23ページに特別養護老人ホームさくらテラス青葉町が開設すると思いますが、記載しないのでしょうか？

○地域福祉推進課長：アンケート調査の民生委員101名についてですが、28年12月に民生委員の一斉改選があったため、これまで3年間11月末まで活動をしていただいた民生委員に意見を伺った方が、調査目的が達せられると考え、11月末時点の民生委員さんに調査を行ったところになります。

地図の掲載する施設についてですが関係所管と最終調整を行っており、今後修正を予定しております。

○会長：ほかに何か質問はありますか。

○A委員：資料3の46ページに「第5次地域福祉活動計画との連携」ですが、反対に住民活動計画の方に地域福祉計画の概要が載せてあるのでしょうか。

また資料6の183ページの2番、全数訪問の実施について母子保健法上の全数訪問が書いてありますが、同時に児童福祉法の方では、乳児家庭全戸訪問事業が4ヶ月までに必ず回るようになっていますが、子ども子育て計画支援計画の方に載ると、こちらで分かっているのかもしれませんが、実際には一体として行うという説明があったと思います。虐待の予防や早期発見に関する文言は直接的には見当たらないが支援の必要な家庭についての箇所を読み取るという理解でよろしいのでしょうか。ほぼ同じ事業が二つに分かれて書かれているとわかりにくいと感じています。

また、「8020運動」というのがあり、80歳で20本。その8020運動が耳に残っているので24本という事に違和感があったのではないかなと思います。混乱しないように整理していただいた方が良いと思います。

○地域福祉推進課長：地域福祉活動計画の方に地域福祉計画の文言があるかどうかについてですが、地域福祉推進課が委員として入っておりますので、今現在の計画案を約2ページに渡り計画案として載せていただいております。今後の最終案については双方で連携が取れるようにしていきたいと思います。

○C委員：183ページの全数訪問とは「こんにちは赤ちゃん」事業の訪問とは違うのでしょうか。

○子育て支援課課長：東村山市におきましては、こんにちは赤ちゃん事業も含め4ヶ月以上経ってしまった場合でも、必ず一度は訪問させていただく方向で全数訪問を行わせていただいております。

また183ページの「支援の必要な家庭」についてですが、様々なご事情が各ご家庭にありますので、その中には虐待の兆候も含めた支援の必要なご家庭もあり、一つ一つの要件を書くのではなく、この場では支援の必要なご家庭と一括りにさせてもらっています。

190ページの方でも虐待について触れさせていただいており、妊娠期からの児童虐待防止対策ということで、ここでも虐待に対する対応は考えさせていただいております。

○A委員：児童虐待に関しては重要な部分でありますので、乳児家庭全戸訪問とはセットであり、バラバラに2つやっているという理解にならないように言葉を補ったほうが良いと思います。

○子育て支援課長：地域保健計画推進部会の部会長の方とも検討させていただいて、反映させていただきたいと思います。

○健康増進課長：歯の本数ですが、現行の第4次地域保健計画でも24本とありますので、その指標を継続していくという事で、特にご意見が出なかったのかなとは思いますが。部会長や歯科医の先生と相談させていただき、直すか直さないかも含め検討いたします

○C委員：資料6の181ページと182ページですが、コラムとコラムがついていないものの違いは为什么呢。

○子育て支援課長：コラムがついていない枠はそのページにしか出てこない用語を説明させていただいております。コラムの方は計画資料の考え方と、文章としては出てきていないが計画の中に密接に関わっている説明が必要な用語・語句の案内というプランとさせていただいております。ただ整理が取れてない部分もありますので、最終案ができるまでに健康増進課とも調整をさせていただいて整理していきたいと思っております。

○C委員：※印のついているものは後ろに解釈が出るのでしょうか。

○子育て支援課長：※印がついているものに関しては、用語集が巻末にありますのでその中で説明をさせていただくという事になっております。

○C委員：168ページにある「年齢調整死亡率」にも※印がついていますが、後ろを見ればわかるという事でしょうか。

○D委員：※印の注釈がその下の方であればわかりやすくなるのではないかと思います。

○地域福祉推進課：改めて考えていきたいのですが、ページの下に全部入れずに、※印で後ろに飛ばした理由は、例えばメタボという言葉が計画の中に複数出てきますが、各ページに注釈を書くわけにはいかないの、巻末に記載することにしてあります。

ただ、※印の注釈が後ろにあるという事が読む方に分かりやすいように構成していきたいと思っております。

○会長：コラムと※印の枠が少し違うだけで、ほぼ同じに見えわかりづらいで工夫してほしいと思っております。

#### (4) その他

- ・社会福祉センター事業内容検討会報告

○地域福祉推進課長（資料7にて説明）

東村山市社会福祉センターは築40年となるため大規模な改修が必要となっております。改修後、より地域のニーズに合った事業を開始していきたいことから、あり方検討会を立ち上げました。平成29年度に検討会を実施しましたので、報告いたします。

平成29年7月から10月まで4回検討会を開催し、センターの再生方針について検討してきました。社会福祉センターのあり方の提言として、人とつながり、地域に根差した集いの場をコンセプトとして、新たなニーズや地域のあり方等を踏まえた再生案であることからこれを是としたうえで、再生にあたっての5つの事業案について意見をいただいたところであります。

- (1) 多種多様な職場開拓については、働く意欲がありながらも就労活動が困難な人に対し、支援・職業紹介・斡旋を行うこと。
- (2) 福祉作業所については、社会事業授産施設として、低所得高齢者等に就労の機会を与



え、自立を助長させること。

(3) 健康寿命の延伸と地域醸成加速に向けた事業については、

地域における「集いの場」として、集会室の優先予約とは別に、事務室の優先予約を行うことで地域醸成につなげていただきたい。

(4) 知的障害成人余暇活動支援については、知的障害のある青年・成人が日中活動や就労後に様々な人々と交流できること。

(5) 喫茶コーナーについては、一般就労に向けた中間就労の場、また、社会福祉センターを人をつなげる場として活用していくこと。

(6) その他

施設のバリアフリー化を進めること。

このような意見をいただいているところであります。

・平成30年度予算（案）概要（資料8にて説明）

○地域福祉推進課長：平成30年度予算（案）の概要版の抜粋になりますが、編成方針をまちづくりの好循環の確実なものとし、持続可能な地域経営を目指す予算となります。

過去最大の予算規模となっており、要因としては民生費や教育費の増があげられます。

民生費については昨年度より約7億円増加し予算の構成比として53.4%と引き続き5割を超えた状況となっております。4ページ以降に平成30年度の重点施策として東村山市が何を重点的に推進していくかを記載しております。

5ページの(2)ひとの活力の向上として、市民のいきいきとした暮らしの支援に社会福祉センター就労支援・地域づくり推進事業に約1,000万円で工事の設計をしております。

○生活福祉課長：生活困窮者及び被保護者就労支援事業ですが、生活保護に至る前及び、生活保護受給後の自立支援策として平成28年度より就労支援事業と就労支援準備事業を実施しました。生活困窮者から非保護者に至るまでの切れ目のない段階を追った支援を実施したことにより、スムーズに支援につなげることが可能となりました。平成29年度には家庭相談支援事業を実施することによりさらなる自立促進を図っており、平成30年度も引き続き、この支援体制を推進してまいりたいと思います。

学習支援充実事業ですが、生活困窮者自立支援法に基づき平成27年度より開設した学習支援事業は中学生を対象に実施してきました。卒業した子どもたちの中から安心して過ごせる場所がなくなって、学習する場所がなくなる不安や引き続き学習する場所を要望する声があり、居場所や卒業後の支援に対する課題としてとらえ新たな支援について検討に繋がっています。平成30年度より高校生まで対象を広げ新規事業として行う予定となっております。

医療扶助適正実施推進事業として、専門的な知識とノウハウを持った常勤の支援員を配置し、被保護者の医療の相談や手続きなど、適正な受診の働きかけなどをおこなっていく事業となります。

○健康増進課長：特定健康診査受診率・特定保健指導利用率向上事業については、国民健康保険に加入されている方の特定健診の受診率を向上することが課題となっておりますので、平成30年度に未受診であった方を対象とした集団検診を試行的に実施する予定となっております。開催日については多くの方が受診できるように平日ではなく土日を予定しております。定員は400名としております。

○子育て支援課長：ゆりかご・ひがしむらやま事業については、平成28年度より事業開始しておりますが、平成30年度も引き続き実施してまいります。妊娠期から子育て期にわたる育児等に関わる様々な悩みに対応するため保健師や助産師等の専門職による相談支援の充実を引き続き図っていきます。特に妊娠期への支援を強化するため母子健康手帳交付時の面接の機会に専門職から直接、ガイドブックを渡すことで妊産婦等の状況を早期に把握するとともに各種事業を実施することにより、切れ目のない支援につなげ、子育て世帯を妊娠、出産期から引き続き支えていきたいと考えております。

○子ども育成課長：医療的ケア児支援事業については、胃ろう、吸引器具等を使用して経管栄養やたんの吸引などのケアを日常的に必要とする子どもを医療的ケア児と定義しており、

保育所等において医療的ケア児の保育ニーズを受け止め、受入れ体制の整備や職員の配置等を必要な対応を図ることとされています。こうした医療的ケア児が私立の保育所等へ入院する場合、受け入れ施設において看護師、保健師または助産師を加配し、当該子どもが必要とするケアに対応しながら、安全に保育するための体制を整えることを目的に受け入れ施設に対し補助金を交付する事業になります。平成30年度当初予算は2施設分を計上しており東京都の子ども家庭支援区市町村包括補助事業において平成29年度より創設された医療的ケア児支援事業の補助の活用を見込んでいます。

○会長 質疑ございますか。

○A委員：国の方では共生社会の他に、「共創社会」という言葉を使っていますが、共生社会で十分なのではないかと思えます。市民に分かりやすく耳で聞いてわかるという事が大事だと思います。

○会長：ほかに何かご意見は？

○B委員：地域の担い手づくりが重要になっている。社会福祉協議会の「無償ボランティア」だけでは不十分だと思うので、有償でも行えるような仕組みを作り、その担い手を養成していくのが求められていると思います。社会福祉センターで今後行っていただけたらとも思います。今後の課題として行政が前面に出て担い手養成を行わないと地域包括ケアづくりは進まないと思いますので、来年度以降の課題として考えていただければと思います。

8 閉会